

五所川原市
高齢者虐待対応マニュアル
(概要版)

平成20年7月

五所川原市

〈 目 次 〉

第1章 高齢者虐待とは	1
1 高齢者虐待の考え方	
(1) 高齢者虐待の定義	
(2) 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲について	
(3) 関係機関等とその責務・役割	
第2章 養護者による高齢者虐待への対応	2
1 五所川原市高齢者虐待対応ネットワークシステムの構築	
第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	5
1 通報・届出	
2 事実確認	
3 事実確認後の対応	

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待の考え方

高齢者虐待の対応については、平成17年11月9日に国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から施行されています。

(1) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています。

また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて次のように定義しています。

(2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができます。

また、介護保険制度の改正によって実施される地域支援事業（包括的支援事業）のひとつとして、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見、権利擁護のための必要な援助を行うことが義務づけられています。

主な種類	内 容
身体的虐待	暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
心理的虐待	脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

○高齢者虐待の内容

(3) 関係機関等とその責務・役割

法では、国および地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上関係のある団体および職務上関係のある者（以下「高齢者の福祉に職務上関係のある者等」という。）の責務について、次のとおり規定しています（法第3条、第4条および第5条）。

■ 国および地方公共団体の責務

- ・ 関係機関および民間団体等との連携強化、民間団体の支援その他必要な体制整備に努める。
- ・ 高齢者虐待に携わる専門的人材の確保および研修等による当該職員の資質向上に努める。
- ・ 高齢者虐待に係る通報義務、救済制度等の広報・啓発活動を行う。

■ 国民（住民）の責務

- ・ 高齢者虐待防止、養護者に対する支援等の重要性を理解する。
- ・ 国および地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止ならびに養護者支援のための施策協力を努める。

■ 高齢者の福祉に職務上関係のある者等の責務

- ・ 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努める。
- ・ 国および地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止のため啓発活動ならびに虐待を受けた高齢者保護のための施策協力を努める。

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

1 五所川原市高齢者虐待対応ネットワークシステムの構築

高齢者虐待の対応は、各関係機関が協力して支援することが大切です。そこで、五所川原市地域包括支援センターが拠点となり、地域住民への啓発等の見守りネットワークの整備や高齢者虐待の通報・相談があった場合には必要に応じた関係者を招集し、今後の対応を検討します。また、地域の課題を検討する中で、共通課題を「五所川原市高齢社会対策検討委員会」にて、対策や対応指針等を協議します。

(1) 虐待の疑い、虐待の発見

五所川原市地域包括支援センター（五所川原市地域包括支援センター協力機関）、又は五所川原市介護福祉課高齢福祉係が通報・相談を受け付けます。

(2) 高齢者虐待対応検討会議の開催

通報を受けた場合、地域包括支援センターが必要な情報を収集し、なるべく早期に関係者が集まり、次の事項について協議します。

- ① 介入・支援の必要性の判断
- ② 緊急性の判断
- ③ 関係者からの情報収集及び共有
- ④ 援助方針、目標の共有
- ⑤ 役割分担
- ⑥ モニタリングの時期の設定
- ⑦ 対応策の検討及び決定

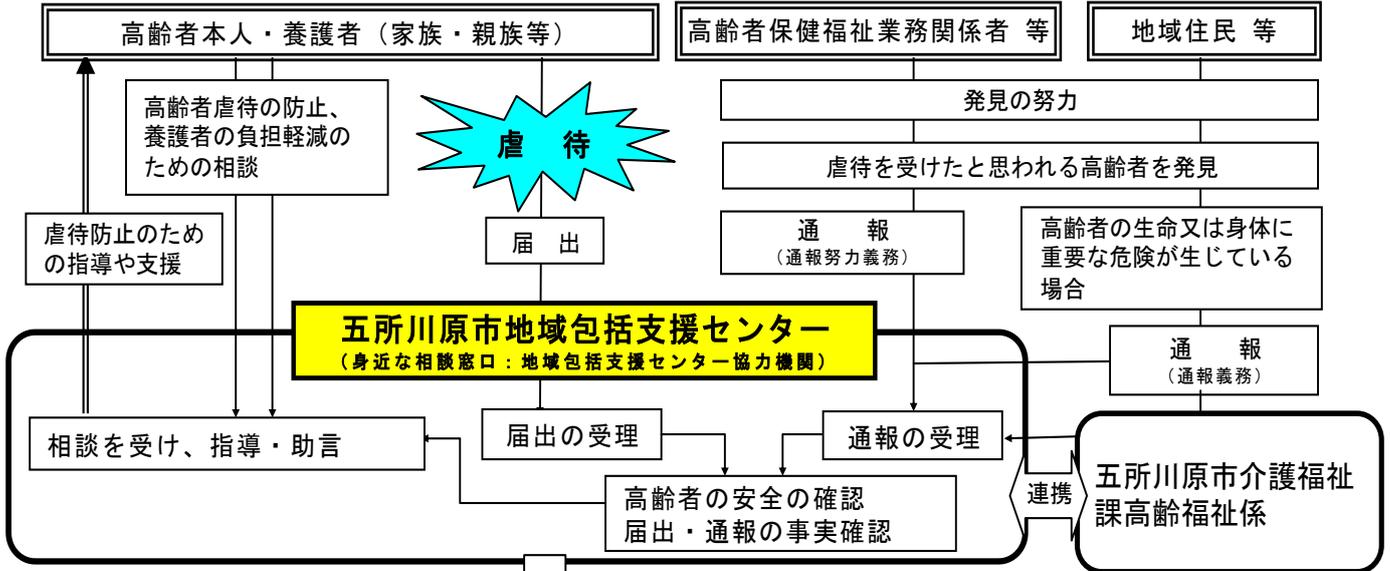
(3) モニタリング

定期的にモニタリングし、状況の変化について迅速に対応していきます。必要に応じて、検討会議を招集し、援助の目標の修正、役割の再確認をしていきます。

(4) 介入・援助

状況に応じて、在宅支援（地域での見守り、介護保険サービスの利用）、又は施設利用（入院などの医療サービス、介護保険施設、養護老人ホーム措置、ショートステイなど）など迅速な対応をします。

○高齢者虐待防止対応・ネットワーク体制

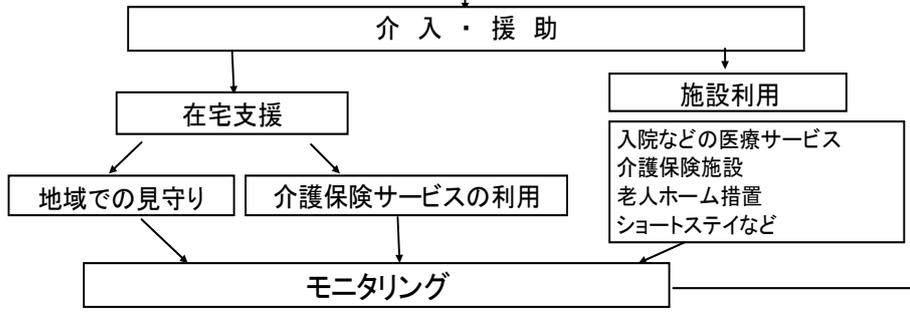


○虐待対応検討会議の開催(必要に応じたメンバーを招集)

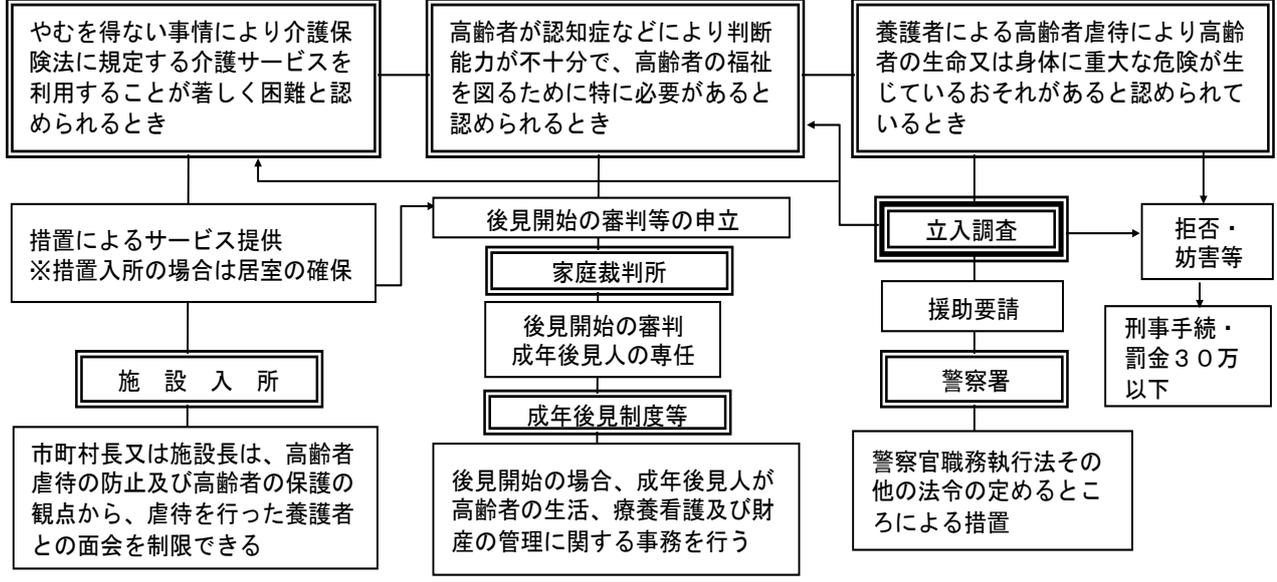
(1) 参集範囲
 本人、家族、保健所、警察、民生委員、ケアマネジャー、生活保護CW、社会福祉協議会、主治医、保健師、市関係者(地域包括支援センター、介護福祉課高齢福祉係職員)等

(2) 検討内容

- ① 介入・支援の必要性の判断
- ② 緊急性の判断
- ③ 関係者からの情報収集及び共有
- ④ 援助方針、目標の共有
- ⑤ 役割分担
- ⑥ モニタリングの時期の設定
- ⑦ 対応策の検討及び決定



※活用できる諸制度



【相談窓口】

◎五所川原市地域包括支援センター TEL 35-2111 (内線2462)

場所：五所川原市字布屋町41番地1 市役所1F

窓口相談：午前8時30分から午後5時15分 土・日曜日、祭日は除く

相談方法：窓口、電話、手紙、FAX：34-1018 (24時間受付)

業務内容：①高齢者の総合相談・支援業務（介護・福祉・保健・医療等）

⇒地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

②権利擁護業務（成年後見制度の活用・虐待への対応等）

⇒高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

③介護予防マネジメント（介護予防サービス計画作成他）

⇒本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指します。

④ケアマネジャー支援・地域の関係機関とのネットワーク

◎介護福祉課 高齢福祉係（字布屋町41番地1 市役所1F）

TEL 35-2111 (内線2450)

【身近な相談窓口】（地域包括支援センター協力機関）

青山荘在宅介護支援センター	TEL 35-5225
五所川原市大字金山字盛山42番地8（特別養護老人ホーム「青山荘」に併設）	
あかね在宅介護支援センター	TEL 29-3532
五所川原市大字前田野目字長峰112番地2（特別養護老人ホーム「あかね荘」に併設）	
白生会在宅介護支援センター	TEL 33-3102
五所川原市大字金山字竹崎254番地（介護老人保健施設「緑風苑」に併設）	
祥光苑在宅介護支援センター	TEL 36-3300
五所川原市大字沖飯詰字帯刀357番地1（特別養護老人ホーム「祥光苑」に併設）	
さかえ在宅介護支援センター	TEL 38-3000
五所川原市大字水野尾字懸樋222番地3（ケアハウス「ハルニレ」に併設）	
五所川原市社会福祉協議会在宅介護支援センター	TEL 34-3400
五所川原市字鎌谷町502番地5（社会福祉協議会内）	
うめた在宅介護支援センター	TEL 28-2829
五所川原市大字梅田字福浦405番地2（「うめたデイサービスセンター」に併設）	
金木在宅介護支援センター	TEL 54-1051
五所川原市金木町川倉七夕野426番地11（社会福祉協議会金木支所内）	
市浦在宅介護支援センター	TEL 62-3303
五所川原市相内273（社会福祉協議会市浦支所内）	

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等による虐待とは、養介護施設または養介護事業に従事している者から受ける虐待のことをいいます。養介護施設従事者等による虐待の場合、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれる労働環境などが要因として考えられます。しかし、介護専門職による虐待は、その職業倫理に照らしても許されるものではありません。

1 通報・届出

養介護施設従事者等は、養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者を発見した場合は、市担当部局へ通報しなければなりません。また、虐待を受けた当事者である高齢者自身も、届出ことができるとされています。

通報または届出を受けた場合には、養介護施設の業務、または養介護事業の適正な運営を確保することにより、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止および当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法または介護保険法の規定による権限を適正に行使します。

2 事実確認

通報・届出を受けたら、まず事実確認を行います。

(1) 調査項目

① 高齢者本人への調査

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の事実と経過
- ・高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の確認
- ・安全確認・・・関わりのある養介護施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。
- ・身体状況・・・障害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・生活環境・・・高齢者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ・サービス利用状況
- ・その他必要事項

② 養介護施設・養介護事業所への調査

- ・当該高齢者に対するサービスの提供状況
- ・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ・通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ・職員の勤務体制
- ・その他必要事項

3 事実確認後の対応

高齢者虐待の事実を確認し、早急に改善に向けた対応を行うこととなります。

① 養介護施設等への対応

当該養介護施設等における虐待の事実を関係者に認識させると共に、なぜ虐待行

為が行われたのか、当該施設等で原因分析と再発防止策を策定させ、再発防止策の実効性を図るために、定期的な確認が必要です。

②養介護施設従事者等本人への対応

当該養介護施設従事者等の行った行為が虐待であったことを認識させ、所属している養介護施設等の就業規則や倫理綱領等に基づく処分が行われる場合は、そうした対応についての認識も促します。

③通報者等への対応

事実確認後の対応について、報告します。